

平成 28 年 9 月 5 日

株主各位

株式会社フジコー

代表取締役社長 小林 直人

第 43 期定時株主総会招集ご通知におけるインターネット開示情報
(法令および定款に基づくみなし提供事項)

法令および当社定款第 13 条の規定に基づき、第 43 期定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、当社ホームページ(<http://www.fujikoh-net.co.jp>)に掲載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

1. 事業報告.....1～6 頁
 - 「企業集団の現況に関する事項」
 - ・その他企業集団の現況に関する重要な事項
 - 「会社の株式に関する事項」
 - ・発行可能株式総数
 - ・発行済株式の総数
 - ・株主数
 - ・その他株式に関する重要な事項
 - 「会計監査人の状況」
 - ・非監査業務の内容
 - ・会計監査人の解任または不再任の決定の方針
 - ・責任限定契約の内容の概要
 - 「会社の体制及び方針」
2. 連結計算書類.....7～14 頁
 - 「連結注記表」
3. 計算書類15～20 頁
 - 「個別注記表」

【添付書類】

事業報告

(平成27年7月1日から
平成28年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 7,200,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,891,000株 (自己株式123株を含む) |
| (3) 株主数 | 2,488名 |

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会計監査人の状況

(1) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社は、経営理念に基づき、企業倫理規程、基本方針、社員心得（実施事項）による基本原則の順守が企業の存続、発展に必要不可欠であると認識しております。取締役及び使用人が法令及び定款を順守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行する。
- イ. 取締役会は、原則として月 1 回以上開催し、取締役間の情報共有を図るとともに、相互の職務執行を監視・監督する。また、監査等委員会による職務執行の監査を受け、必要に応じて外部専門家の活用を図ること等により、法令及び定款に反する行為の未然防止に努める。
- ウ. 取締役は、他の取締役および使用人の職務の執行について、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- エ. 内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査担当者を置くとともに、取締役会及び管理者会議を通じて、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
- オ. 監査等委員会は、当社のコンプライアンス体制の整備・運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する重要な情報及び書面の取扱いは、法令及び社内規程に基づき、適切に保存する。これらの情報等は、法令及び社内規程に従い、必要に応じ閲覧可能な状態で管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処するため、リスクの分析及び検討を行い、全般的な事項については「リスク管理規程」に基づき、日常の事業活動における資金管理、資産運用、個別取引等については「与信管理規程」等に基づき、各部門において適切な管理体制を構築する。また、地震・洪水・事故・火災等の災害、役員・使用人の不適切な業務執行、基幹 I T システムの故障等のリスク発生時における損失の拡大を防止するとともに事業の継続性を確保するよう努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程に基づき、定時取締役会及び臨時取締役会を開催し、法令及び定款で定められた事項、その他重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに取締役相互の職務執行を監督する。決定事項については、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」及び責任権限を明確にする「職務権限規程」等の各種規程に定める機関又は手続きに基づき職務を執行するとともに取締役会において報告を行い、進捗状況及び結果を検証する。

また、経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」に基づき、取締役会において当社グループの経営計画について、取り組み及び進捗状況を定期的に報告するものとする。

⑤当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という。）における業務の適正を確保するため、各社が取締役および使用人の行動指針となる行動規範や諸規程を定め、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
- イ. グループ会社の経営管理については、各社の自主性及び独立性を尊重しつつ、必要な助言・指導を行うことにより、グループ会社の健全性及び効率性の向上を図る。
- ウ. グループ会社における経営上の重要な事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の承認または当社への報告を求めるとともに、各社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。また、各社の事業運営やリスク管理体制などについて、各担当取締役が、総合的に助言・指導を行う。
- エ. 取締役は、グループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- オ. グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、各社の取締役及び使用人は、当社の内部監査担当者または監査等委員に速やかに報告するものとする。監査等委員は、直ちに監査等委員会に報告するとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会は、必要がある場合は、事前に内部監査管掌取締役に通知したうえで、内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することが出来る。監査等委員会が補助する使用人の採用を求めた場合は、取締役（監査等委員であるものを除く）との協議により決定する。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号により監査等委員会から命令を受けた使用人は、監査等委員会の指揮命令に基づき、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮命令に従う義務は負わないものとする。監査等委員会の補助をすべき使用人の人事権に関する事項の決定は、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

⑧取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議において、意思決定における検討内容及び職務の執行状況その他の事項を監査等委員会に報告する。また監査等委員会は重要な決裁資料及び関係資料等の情報について随時確認が可能な体制を整備するとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。

取締役及び使用人は、「会社の信用の大幅な低下」、「会社の業績への重大な悪影響」、「社内外に影響を与える重大な被害」、「企業行動基準、倫理規程その他の社内規程への重大な違反」その他これらに準じる事項が起こった場合、又

はその恐れがある場合は、発見次第速やかに監査等委員会に報告するとともに、迅速かつ的確に対応する。なお、監査等委員会に上記の事実を報告した当社及び子会社の役員及び使用人に対して、上記報告を理由に人事処遇において不利な扱いを行わない。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

公正性及び透明性を担保するため、監査等委員の過半数は社外監査等委員とする。取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査等委員の出席を妨げないものとする。監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとする。また、監査等委員会は、独自に意見形成するため、自らの判断で弁護士、公認会計士等、外部のアドバイザーを活用する。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社グループでは、反社会的勢力の定義を「暴力、威力と詐欺的手続きを駆使し、経済的利益を追求する集団又は個人」とし、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求に対して一切の関係を排除することを基本方針としております。

また、反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、反社会的勢力とは付き合い合わない旨を記載した基本方針を社内に掲示しております。さらに事業部では外部専門機関による情報と支援を得るため定期的な講習会の受講と情報交換会へ出席し、警察関係機関との連携を図っております。

万一、各部門に対して反社会的勢力から不当要求等が発生した場合は、組織全体での対応を基本とし、すみやかに所轄の警察へ通報し、本社管理部では、報告された内容について現状把握と事実関係等を調査し、その対策について、代表取締役社長と協議の上、必要に応じて顧問弁護士へ相談し、直接的な対応を行います。また、発生した事象については適宜、社内規程等に反映することとしております。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

当社グループでは、コンプライアンス意識の向上を図るため、役職員全員を対象とした全体社員研修会を年1回開催し、全般的なコンプライアンスに関する研修を行っております。また、月次の社員研修会及び取締役会、各部門責任者で構成する管理者会議において、基本原則の周知、浸透を図るよう努めております。

② リスク管理体制に関する取り組み

当社グループの業務執行に関するリスクについては、認識・識別及び分析・評価を行う事により、発生防止に努めるとともに発生した場合の損失の最小化を図っております。

取締役、監査等委員並びに部門責任者の連携を強化し、当社グループで対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策、当該対応策の進捗状況の点検を行っております。また、リスクが発生した場合の再発防止に関する検討を行っております。

個別取引、資金管理等を含めた財務報告に関するリスクについては、内部監査担当者による内部統制評価の整備と運用の評価を行っております。

③業務執行取締役の職務の執行の適正性及び効率性に関する取り組み

取締役会の審議資料は事前配布して、出席者が十分な準備を行えるように努めております。取締役会において法令等で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定、月次業績の予実分析・評価・対策等の検討、その他の事項に関しても細かな報告を行う事により、取締役相互の職務施行に関する監督を行っております。決議された業務執行に関する重要な事項については、管理者会議において、各部門責任者からの意見を取り入れながら議論・検討を行い、効率的な業務執行を行っております。

④ 内部監査体制の取り組み

内部監査担当者により当社グループの年間内部監査計画に則り、当社グループ各部門が社内規程に従い適正な業務を行っているか、業務フローにおいて適切な牽制機能が整っているか、書類の閲覧及び現地調査、ヒアリング等により監査しております。

⑤ 監査等委員会への情報共有の取り組み

監査等委員である取締役は、取締役の業務執行の妥当性及び適正性を確認するため、取締役会での報告事項に加え、内部監査担当者との相互協力により、事業所への往査を継続的に行うとともに代表取締役社長の経営方針や課題等について意見の徴収を行っております。また、重要な決裁資料及び関係資料に関する情報を共有する体制を構築するとともに、会計監査人とも定期的な会議を開催し情報交換に努めております。

⑥ 子会社管理体制の整備

当社の代表取締役が子会社の代表取締役に就任し、子会社の業務が適正であるとともに効率的に行われていることを確認しております。また、子会社に関する規程として「関係会社管理規程」を定め、子会社における経営上の重要な意思決定等に関して、当社取締役会で事前検討を行う等、当社グループの一体で効率的な業務執行を実施しております。

(2) 支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、今後の成長に向けた設備投資を機動的に行い、事業拡大および経営基盤の安定に向けた設備投資等の資金需要を勘案し、長期的な事業展望に備えて内部留保を優先する方針であります。

内部留保資金につきましては財務体質の安定に留意しつつ、リサイクル施設の設備投資等に活用することにより、企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款に定めております。

当期におきましては、配当方針をもとに当期業績並びに今後の業績見通し、財務の状況等を総合的に勘案し、1株あたり10円（中間配当5円含む）とすることといたしました。

[連結注記表]

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

株式会社一戸フォレストパワー

株式会社一戸森林資源

御所野縄文パワー株式会社

御所野縄文電力株式会社

御所野縄文電力株式会社を新規設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社遊楽ファーム

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

（非連結子会社）

株式会社遊楽ファーム

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

a 仕掛品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

b 原材料及び貯蔵品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50 年

機械装置及び運搬具 2～17 年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

1. 「企業結合に関する会計基準」等の適用に伴う変更

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。

2. 連結損益計算書関係

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「施設運営収入」（前連結会計年度3,559千円）は、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産の内訳

仕掛品	16,312千円
原材料及び貯蔵品	296,007千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	24,500千円
建物及び構築物	764,663千円
機械装置及び運搬具	208,952千円
土地	187,054千円

計	1,185,170千円
---	-------------

上記のほか、連結消去されている連結子会社株式532,200千円を担保に供しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
一年以内返済予定長期借入金	473,752千円
長期借入金	2,392,838千円

計	3,066,591千円
---	-------------

3. 有形固定資産の減価償却累計額

	2,899,962 千円
--	--------------

4. 当社は、設備資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	200,000千円
借入実行残高	200,000千円

差引額	一千円
-----	-----

5. 国庫補助金等による圧縮記帳額

	1,546,678千円
--	-------------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,891,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年9月24日 定時株主総会	普通株式	15,280	4.00	平成27年6月30日	平成27年9月25日
平成28年1月20日 取締役会	普通株式	19,454	5.00	平成27年12月31日	平成28年3月11日
計		34,734			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年8月5日 取締役会	普通株式	19,454	利益剰余金	5.00	平成28年6月30日	平成28年9月23日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、さらなる事業拡大を図るため、必要資金を銀行借入等により調達しております。一時的な余剰資金につきましては、主に銀行預金等に限定し、余資運用は行わない方針であります。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクを伴っておりますが、債権管理規程、販売管理規程に基づき、期日ごとの入金管理、未回収残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制となっております。

営業債務である買掛金は、その大半が2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金及びリース債務は、主に事業拡大を目的とした設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金等の流動負債は、資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を盛り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、下表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	349,371	349,371	—
② 売掛金	463,601		
貸倒引当金	△832		
	462,768	462,768	—
③ 未収消費税等	241,623	241,623	—
資産計	1,053,764	1,053,764	—
① 買掛金	250,765	250,765	—
② 短期借入金	200,000	200,000	—
③ 未払法人税等	59,516	59,516	—
④ 長期借入金	3,385,607	3,377,382	△8,224
⑤ リース債務	167,991	174,133	6,142
負債計	4,063,880	4,061,797	△2,082

- (注) 1. 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
2. 長期借入金並びにリース債務には一年以内に期限が到来する長期借入金並びにリース債務を含んでおります。
3. 金融商品の時価の算定方法に関する事項
- 資産
- ① 現金及び預金、③ 未収消費税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ② 売掛金
売掛金については、回収実績による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における帳簿価額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。
- 負債
- ① 買掛金、② 短期借入金、③ 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ④ 長期借入金、⑤ リース債務
長期借入金並びにリース債務の時価については、元利金の合計を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当連結会計年度末における賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 480円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 34円65銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年8月18日開催の取締役会において、公募及び第三者割当による新株式発行並びに当社株式の売出しを行うことを決議いたしました。

その概要は、次のとおりです。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 570,000株
(2) 払込金額	未定（平成28年8月29日（月）から平成28年8月31日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。）
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4) 募集方法	一般募集とし、東海東京証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。

	なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
(5) 申込期間	発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで
(6) 払込期日	平成28年9月5日（月）から平成28年9月7日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
(7) 申込株数単位	100株
(8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。	
(9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

2. オーバーアロットメントによる株式売出し

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式 80,000株 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
(2) 売出人	東海東京証券株式会社
(3) 売出価格	未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
(4) 売出方法	一般募集の需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が当社株主から80,000株を上限として借入れる当社普通株式について売出しを行う。
(5) 申込期間	一般募集における申込期間と同一とする。
(6) 受渡期日	一般募集における払込期日の翌営業日とする。
(7) 申込株数単位	100株
(8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。	
(9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	
(10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止とする。	

3. オーバーアロットメントによる売出しに伴う新株式発行（第三者割当）

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 80,000株
(2) 払込金額	未定（発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。）
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4) 割当先	東海東京証券株式会社
(5) 申込期日	平成28年9月16日（金）
(6) 払込期日	平成28年9月20日（火）
(7) 申込株数単位	100株
(8) 上記(5)の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。	
(9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本件第三者割当増資に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。	
(10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

4. 資金使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る資金については、廃棄物の効率的な受入れ体制を整備するための分別施設の建設資金、より安定した木質資源を確保するための移動式破砕機及び原木等運搬用車両の購入資金、連結子会社であります御所野縄文電力株式会社への融資資金に充当する予定であります。

10. その他の注記

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.26%から回収又は支払が見込まれる期間が平成28年7月1日から平成30年6月30日までのものは30.86%、平成30年7月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

この変更による影響は軽微であります。

[個別注記表]

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ・仕掛品 先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・原材料及び貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	2～50年
構築物	7～35年
機械装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
工具器具及び備品	2～10年
生物	3年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表関係

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」(前事業年度416千円)については、金額的重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

4. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	700,283千円
構築物	64,379千円
機械装置	208,952千円
土地	187,054千円
関係会社株式(注)	472,100千円
計	1,632,770千円

(注) 当社は、株式会社一戸フォレストパワーの銀行借入に対して、当社が保有する全ての同社株式の担保提供を行っております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
一年以上以内返済予定長期借入金	163,120千円
長期借入金	615,480千円
計	978,600千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,858,012千円

3. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社一戸フォレストパワー 2,087,991千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	214,210千円
短期金銭債務	2,285千円

5. 当社は、設備資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	200,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	-千円

6. 国庫補助金等による圧縮記帳額 932,389千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 11,373千円

営業取引以外の取引による取引高 5,880千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 123株

7. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産（流動）

未払事業税 4,073千円

未払費用 13,623千円

その他 540千円

繰延税金資産（流動）合計 18,237千円

繰延税金資産（固定）

関係会社株式評価損 704千円

減価償却超過額 4,754千円

減損損失 2,143千円

貸倒引当金 584千円

資産除去債務 5,137千円

評価性引当額 △8,569千円

繰延税金資産（固定）合計 4,754千円

繰延税金負債（固定）

有形固定資産（資産除去債務） 4,494千円

繰延税金負債（固定）合計 4,494千円

繰延税金資産（固定）の純額 259千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.26%から回収又は支払が見込まれる期間が平成28年7月1日から平成30年6月30日までのものは30.86%、平成30年7月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が1,321千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が1,321千円増加しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 一戸フォレストパワー	(所有) 直接 100.0%	役員 の 兼任1名	資金の貸付	491,000	関係会社 長期貸付金	491,000
				設備資金・経費等の立替	91,953	立替金	91,953
				債務保証	2,087,991	—	—
				担保提供	472,100	—	—
	株式会社 一戸森林資源	(所有) 間接 100.0%	役員 の 兼任1名	仕入代金・経費等の立替	86,741	立替金	86,741

(注) 当社は、株式会社一戸フォレストパワーの銀行借入に対して、債務保証及び当社が保有する全ての同社株式の担保提供を行っております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	511円02銭
1株当たり当期純利益	53円54銭

11. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年8月18日開催の取締役会において、公募及び第三者割当による新株式発行並びに当社株式の売出しを行うことを決議いたしました。

その概要は、次のとおりです。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 570,000株
(2) 払込金額	未定（平成28年8月29日（月）から平成28年8月31日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。）
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4) 募集方法	一般募集とし、東海東京証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。

	なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
(5) 申込期間	発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで
(6) 払込期日	平成28年9月5日（月）から平成28年9月7日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
(7) 申込株数単位	100株
(8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。	
(9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

2. オーバーアロットメントによる株式売出し

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式 80,000株 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
(2) 売出人	東海東京証券株式会社
(3) 売出価格	未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
(4) 売出方法	一般募集の需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が当社株主から80,000株を上限として借入れる当社普通株式について売出しを行う。
(5) 申込期間	一般募集における申込期間と同一とする。
(6) 受渡期日	一般募集における払込期日の翌営業日とする。
(7) 申込株数単位	100株
(8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。	
(9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	
(10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止とする。	

3. オーバーアロットメントによる売出しに伴う新株式発行（第三者割当）

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 80,000株
(2) 払込金額	未定（発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。）
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4) 割当先	東海東京証券株式会社
(5) 申込期日	平成28年9月16日（金）
(6) 払込期日	平成28年9月20日（火）
(7) 申込株数単位	100株
(8) 上記(5)の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。	
(9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本件第三者割当増資に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。	
(10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

4. 資金使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る資金については、廃棄物の効率的な受入れ体制を整備するための分別施設の建設資金、より安定した木質資源を確保するための移動式破砕機及び原木等運搬用車両の購入資金、連結子会社であります御所野縄文電力株式会社への融資資金に充当する予定であります。